

令和7年度嬉野市における障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（以下「障害者優先調達推進法」という。）第9条第1項の規定に基づき、嬉野市における障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針を策定し、障害者就労施設等が供給する物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達を優先的・積極的に推進することにより、障害者就労施設等で就労する障害者の自立の促進を図ることを目的とする。

2 適用範囲

本方針の適用範囲は、本市のすべての組織が発注する物品等の調達に適用する。

3 調達の対象となる障害者就労施設等

調達の対象となる障害者就労施設等は、次のとおりとする。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業所等

ア 就労移行支援事業所

イ 就労継続支援事業所（A型・B型）

ウ 生活介護事業所

エ 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。）

オ 地域活動支援センター

(2) 障害者基本法第18条第3項の規定に基づき、国及び地方公共団体から必要な費用の助成を受けている小規模作業所

(3) 障害者優先調達推進法施行令第1条に基づく事業所

ア 障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく特例子会社

イ 重度障害者多数雇用事業所（次に掲げる要件をすべて満たすもの）

（ア）障害者の雇用者数が5人以上であるもの

（イ）障害者の割合が従業員の20%以上を占めるもの

（ウ）雇用障害者に占める重度心身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が30%以上であるもの

(4) 障害者雇用促進法に規定する在宅就業障害者等

ア 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者

イ 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体

4 調達の対象品目

本市が調達する物品等のうち、障害者就労施設等が受注することが可能なものとする。

5 調達目標

予算の適正な執行、経済性及び公正性に留意し、前年度の調達実績を目安として、それを上回るよう努力する。

6 調達の推進方法

- (1) 障害者就労施設等からの調達を推進するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号又は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号の規定に基づく随意契約を積極的に活用する。
- (2) 障害者就労施設等で提供可能な物品等についての情報を収集し、各部署に情報提供することにより、できる限り多くの部署で障害者就労施設等からの物品等の調達の推進が図られるよう努める。
- (3) 物品等を調達する場合は、障害者就労施設等からの調達の可能性について検討するよう努める。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針を策定したときは、市ホームページ等により公表する。
- (2) 調達実績については、その概要を毎会計年度終了後に市ホームページ等で公表する。

8 その他の支援

- (1) 障害者就労施設等による庁舎内（出先機関を含む）での物品の販売、市及び関係団体が実施するイベント等での販売のためのスペースの確保に配慮するなど、障害者就労施設等による販売機会の確保及び市民等への広報に努める。
- (2) 障害者優先調達推進法の趣旨を理解し、職員個人においても、率先して障害者就労施設等が供給する物品の購入に努める。